

2024年8月2日(金)
名古屋高裁金沢支部
美浜仮処分即時抗告審

司法審査のあり方 (即時抗告申立理由書第1)

抗告人ら代理人弁護士
井戸謙一

伊方一次訴訟上告審判決

(最高裁平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁)

- 裁判所の審理, 判断は, 「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって」, その「主張, 立証責任は, 本来原告が負うべきもの」
- 「被告行政庁の側において, まず, 原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議の判断の過程等, 被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠, 資料に基づき主張, 立証する必要があり, 被告行政庁が右主張, 立証を尽くさない場合には, 被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上**推認**される。」

推認? ➡破れることがある??

この推認が破れることがあるのか？

通常の推認

- 立証責任を負担する当事者(甲)が間接事実a、b、cを立証して要証事実Aを推認する。
- 相手方(乙)は間接反証dを立証することによって推認を破ることができる。

本件の推認

- 相手方(乙)の立証活動の全体的評価(立証を尽くしていないこと)によって、要証事実Aを推認する。
- この推認が、甲の立証活動によって破れることはあり得ない。
- この推認が乙の立証活動によって破れることもあり得ない(すでに評価されつくしている)

そうすると、被告が①基準の合理性と、②適合判断の合理性について立証を尽くしたか否か(立証できたか否か)で勝敗が決まる。立証責任は事実上転換されている。被告は本証、原告は反証

行政訴訟判決である伊方最高裁判決の判断枠組みが民事訴訟へ転用された。【嚙矢は、女川原発訴訟第1審判決】

(仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号1頁)

- (1) 「本件原子炉の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示し、かつ・・・必要な資料を提出したうえで立証する必要がある、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定(推認)され・・・
- (2) 被告において・・・安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての右の事実上の推定は破れ、原告らにおいて、安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならない。

- ・誤り1 被告において立証を尽くした場合は、「推定」はなされず、「推定」が破れることはない。
- ・誤り2 被告の立証命題である「安全性に欠ける点のないこと(A)」と原告の立証命題である「安全性に欠ける点があること(B)」は同じ事実の裏表
(A)が立証されたのに、(B)が立証できるということはありません。
➡すると、(B)は(A)を前提とし、(A)と両立する特殊な事情と解するしかない。
 - ・これは2段階方式(伊方最高裁判決は1段階方式)

その後の原発民事差止め請求訴訟における 伊方判決転用方式の混迷(誤り)

(例)浜岡原発差止訴訟1審判決 静岡地裁平成19年10月26日

「被告において、まず本件原子炉施設が国の諸規制に基づいて安全に設置、運転されていることを主張立証すべきである」「被告は、当該原子炉施設が法令の規制に従って設置運転されていることについてまず主張立証する必要がある」「被告が…立証したときは…原告らにおいて国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを…主張立証すべきである。」

被告が立証すべき「安全性に欠ける点のないこと(A)」は、「当該原子炉施設が法令の規制に従って設置運転されていること」と、原告が立証すべき「安全性に欠ける点があること(B)」は、「国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないこと」と具体化(変容)された。

➡被告が立証すべき(A)の立証は極めて簡単。原告が立証すべき(B)が実質的な争点。実質的争点について、原告に全面的に立証責任を負わせる結果となった。

これは、伊方最高裁判決の趣旨を換骨奪胎するものである。

福島事故後、転用方式を是正したH28.4.6宮崎支部決定(川内 原発仮処分即時抗告審)【判例時報2290号90頁】

人格権侵害の事実は、本来、原告側に立証責任がある。

しかし、原告が原発近隣住民である場合、(資料の偏在、被害の重大性等から)被告事業者において、**当該施設の運転によって原告らが重大な被害を受ける具体的危険が存しないこと**について主張立証する必要があり、これを尽くさないときは、具体的危険が存在することが事実上推定される。

被告事業者は、上記主張立証において、その設置、運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている**具体的な審査基準に適合するものであること**を主張、立証の対象とすることができる。

被告事業者は、**当該具体的な審査基準に不合理な点のないこと**及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした**原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと**ないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証すれば足りる。原告は、これに対して**反証活動**をすることができる。

1段階方式。これによって本来の伊方最判の考え方に戻った。
この判断枠組みは、その後の多くの裁判例で採用されている。

その後1段階論を採用した裁判例

- R4.5.31 札幌地裁判決(判例秘書登載)
- R2.1.17 広島高裁決定(判例秘書登載)
- H31.3.15 山口地方裁判所岩国支部決定(判例秘書登載)
- H30.11.15 高松高裁決定(判例時報2393・2394合併号-383頁)
- H30.10.26 広島地裁決定(判例時報2410-73頁)
- H30.7.4 名古屋高裁金沢支部判決(判例時報2393・2394合併号-71頁)
- H29.12.13 広島高裁決定(判例時報2393・2394合併号-300頁)
- H29.7.21 松山地裁決定(判例時報2393・2394合併号-236頁)
- H29.3.30 広島地裁決定(判例時報2393・2394合併号-160頁)

原決定(47頁)

債権者らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険が存することについて、本来は、債権者らが主張、疎明すべきである。

債務者は(専門的知見、資料を十分保有していることから)債務者において、具体的審査基準に不合理な点がないこと、原子力規制委員会の適合判断に不合理な点がないことを主張、疎明する責任があり、これを尽くさない場合は、人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推認される。

債務者が前記の主張、疎明を尽くした場合には、債権者らにおいて、本件原発の安全性に欠ける点があり、抗告人らの生命、身体等の人格的利益が侵害される具体的危険が存在することについて、主張、疎明する必要がある。

基準の合理性(①)、適合判断の合理性(②)については債務者に疎明責任がある(⇒債権者の立証活動は反証であることが論理的帰結)

①②以外の理由で本件原発の安全性に欠ける点があることを主張するのであれば、その主張事実については、債権者に疎明責任がある。

本件における具体的判断手法

(1) 基準地震動と地震観測記録との対比問題

「債権者らの主張は…上記債務者の疎明を覆すものではない。」(65頁)←適合判断の合理性問題 反証であるから、覆す必要はない。ぐらつかせれば足りる。

(2) 基準地震動とハウスメーカーの耐震性との比較問題

「上記債務者の疎明を覆すものではなく」(66頁)←適合判断の合理性、同上

(3) 安島岬沖～の活断層の地震の評価の問題

「上記撫養の疎明を覆すものではなく」(67頁)←適合判断の合理性問題、同上

(4) バラツキ条項問題(71頁)

「債権者らの主張は上記債務者の疎明を覆すものではなく」←基準の合理性の問題、同上

(5) 震源近傍地震動問題(79頁)

「債権者らの主張は上記債務者の疎明を覆すものではなく」←適合判断の合理性問題、同上

(6) 炉心損傷対策(85頁)

「債権者らの主張によっても上記疎明は覆されず」←適合判断の合理性問題、同上

(7) 点検の合理性等(89頁)

「債務者の疎明を覆すものではなく」←適合判断の合理性問題、同上